

ハローワーク もりおか



令和7年3月 No.618

「もりおか地域新社会人合同歓迎会」 開催のご案内

盛岡公共職業安定所管内（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）の事業所に就職した令和7年3月新規学校卒業者等（卒業後3年以内の既卒者を含む）の新社会人としての門出を祝福するとともに、勤労青少年としての自覚と勤労意欲の高揚を図ることを目的に、「もりおか地域新社会人合同歓迎会」を開催いたします。

地元企業及び地域社会発展の担い手となる新社会人を歓迎すべく、激励を込めて開催しますので、対象者のご出席について、事業主の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ★日 時 令和7年4月10日（木）
14：00～16：00（受付13：00～）
- ★会 場 ホテルメトロポリタン盛岡 本館4階
（盛岡市盛岡駅前通1-44）
- ★対象者 令和7年3月新規学校（公共職業能力開発施設を含む）卒業者等（3年以内の既卒者を含む）で、盛岡公共職業安定所管内事業所に就職した方
- ★内 容 第一部 式典（14：00～14：45）
第二部 講演（14：55～16：00）
なお、式典において、令和6年度職業生活体験作文入賞者の表彰も併せて行います。
- ★主 催 盛岡公共職業安定所、盛岡地域雇用開発協会
- ★後 援 岩手労働局、岩手県盛岡広域振興局、盛岡市、
（予定） 八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、
矢巾町、盛岡商工会議所



（写真は、前年の「新社会人合同歓迎会」の様子）

【お問い合わせ先】 求人企画部門 学卒担当 TEL 019-624-8905

- 「もりおか地域新社会人合同歓迎会」開催のご案内 1
- 2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します 2
- 2025年4月から「育児時短就業給付金」を創設します 3
- 雇用仲介事業の利用でトラブルが発生した際は労働局へ！ 4
- 最近の求人求職のうごき 4

育児休業を取得予定の方、育児休業給付の手続きを行う事業主の皆さまへ

2025年4月から 「出生後休業支援給付金」を創設します

共働き・子育てを推進するため、子の出生直後の一定期間に、両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14日以上育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて「出生後休業支援給付金」を最大28日間支給します。

1 支給要件 被保険者（雇用保険の一般被保険者及び高年齢被保険者をいいます。）が、次の①および②の要件を満たした場合に、「出生後休業支援給付金」を支給します。

- ① 被保険者が、対象期間※に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後パパ育休または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して14日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して14日以上育児休業を取得したこと、または、子の誕生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」（下記3参照）に該当していること。

※対象期間：

- ・被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して8週間を経過する日の翌日」までの期間。
 - ・被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の誕生日または出産予定日のうち早い日」から「子の誕生日または出産予定日のうち遅い日」から起算して16週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ▶2025年4月1日より前から引き続いて育児休業をしている場合は、下線部分を「2025年4月1日」として要件を確認します。

2 支給額 $\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額}^{\ast 1} \times \text{休業期間の日数(28日が上限)}^{\ast 2} \times 13\%$

- ※1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を180で除して得た額。
- ※2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28日を上限とする。

3 配偶者の育児休業を要件としない場合

子の誕生日の翌日において、次の1～7のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に4、5、6のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含まれます。ただし、配偶者が勤務先において3か月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明となっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

被保険者、事業主の皆さまへ

2025年4月から 「育児時短就業給付金」を創設します

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2歳に満たない子を養育するために時短勤務（以下「育児時短就業」という。）した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給する給付金です。

1 支給を受けることができる方（受給資格・支給要件）

育児時短就業給付金は、次の①・②の要件を両方満たす方が対象です。

- ① 2歳未満の子を養育するために、育児時短就業する雇用保険の被保険者であること
- ② 育児休業給付の対象となる育児休業から引き続いて、育児時短就業を開始したこと、または、育児時短就業開始日前2年間に、被保険者期間が12か月あること

加えて、次の③～⑥の要件をすべて満たす月について支給します。

- ③ 初日から末日まで続けて、雇用保険の被保険者である月
- ④ 1週間あたりの所定労働時間を短縮して就業した期間がある月
- ⑤ 初日から末日まで続けて、育児休業給付又は介護休業給付を受給していない月
- ⑥ 高齢雇用継続給付の受給対象となっていない月

2 支給額・支給率

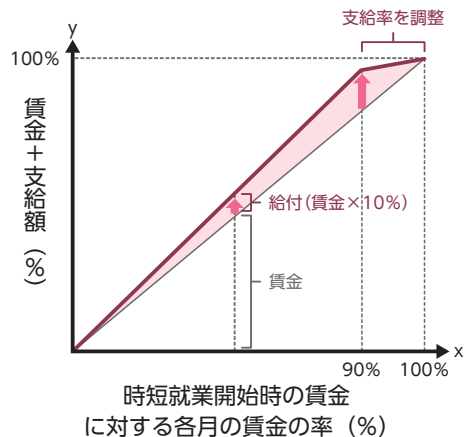
原則として育児時短就業中に支払われた賃金額の10%相当額を支給します。ただし、育児時短就業開始時の賃金水準を超えないように調整されます。

また、各月に支払われた賃金額と支給額の合計が支給限度額を超える場合は、超えた部分が減額されます。

なお、次の①～③の場合、給付金は支給されません。

- ① 支給対象月に支払われた賃金額が育児時短就業前の賃金水準と比べて低下していないとき
- ② 支給対象月に支払われた賃金額が支給限度額以上であるとき
- ③ 支給額が最低限度額以下であるとき

支給額のイメージ



3 支給を受けることができる期間（支給対象期間）

給付金は、原則として育児時短就業を開始した日の属する月から育児時短就業を終了した日の属する月までの各暦月（以下「支給対象月」という。）について支給します。

ただし、以下の①～④の日の属する月までが支給対象期間となります。

- ① 育児時短就業に係る子が2歳に達する日の前日
- ② 産前産後休業、育児休業または介護休業を開始した日の前日
- ③ 育児時短就業に係る子とは別の子を養育するために、育児時短就業を開始した日の前日
- ④ 子の死亡その他の事由により、子を養育しないこととなった日

医療機関や介護施設・保育所・幼稚園などの経営者・人事担当者の皆さまへ

雇用仲介事業(職業紹介事業、募集情報等提供事業)の利用でトラブルが発生した際は労働局へ! ご相談は労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』まで

医師・看護師などの医療従事者や介護従事者、保育士・幼稚園教諭などの採用にあたって雇用仲介事業を利用し、契約や利用条件等を巡ってトラブルとなるケースがあります。

雇用仲介事業のサービスに関してトラブルが発生した場合には、労働局『「医療・介護・保育」求人者向け特別相談窓口』で
ご相談を受け付けています。

【お知らせ】

令和7年4月1日から、職業安定法施行規則、同法に基づく指針が一部改正され、
職業紹介事業者、募集情報等提供事業者は次の事項を新たに遵守する必要があります。

【職業紹介事業者】

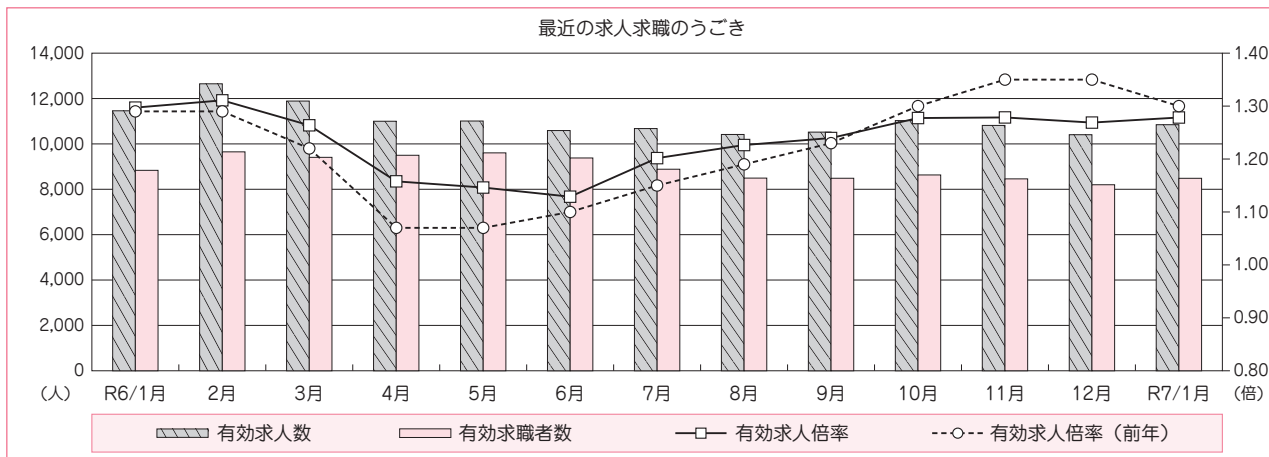
- ・職種ごとの平均手数料率の実績を厚生労働省が運営する「人材サービス総合サイト」に掲載すること
- ・違約金等契約内容をわかり易く明示すること

【募集情報等提供事業者】

- ・労働者にならうとする者への金銭提供の禁止
- ・利用料金や違約金等の契約内容をわかりやすく明示すること

【お問い合わせ先】 岩手労働局 需給調整事業室 TEL 019-604-3004

最近の求人求職のうごき



	R6/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R7/1月	前年同月比
新規求人人数	4,508	4,825	4,071	3,763	4,151	3,691	3,666	3,660	3,768	4,128	3,652	3,439	4,360	▲3.3%
有効求人人数	11,460	12,650	11,889	10,999	11,009	10,589	10,676	10,416	10,520	11,027	10,815	10,405	10,846	▲5.4%
新規求職者数	2,432	2,469	1,950	2,667	2,194	1,793	1,687	1,498	1,669	1,870	1,590	1,560	2,137	▲12.1%
有効求職者数	8,835	9,650	9,408	9,499	9,605	9,380	8,884	8,493	8,486	8,632	8,459	8,200	8,484	▲4.0%
新規求人倍率	1.85	1.95	2.09	1.41	1.89	2.06	2.17	2.44	2.26	2.21	2.30	2.20	2.04	0.19p
有効求人倍率	1.30	1.31	1.26	1.16	1.15	1.13	1.20	1.23	1.24	1.28	1.28	1.27	1.28	-0.02p
有効求人倍率(前年)	1.29	1.29	1.22	1.07	1.07	1.10	1.15	1.19	1.23	1.30	1.35	1.35	1.30	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024 盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル

開庁時間 平日 10:00~18:30

職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00~17:00

盛岡新卒応援ハローワーク(1F)

わかもの支援コーナー(1F)

TEL 019-653-8609

職業相談コーナー(2F)

TEL 019-623-4800

マザーズコーナー(2F)

TEL 019-907-0203

就職氷河期世代専門窓口(2F)

TEL 019-908-2060

職業訓練相談コーナー(2F)

TEL 019-606-2256

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号

TEL 019-624-8905

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>